

2016年9月改訂
2014年1月改訂

貯法 室温保存

動物用医薬品

承認指令書番号 12生畜第1749号

魚類・甲殻類麻酔剤

FA 100

【成分及び分量】

品名	FA100
有効成分	オイゲノール (10mL相当量)
含有	本剤100g中10.7g

【効能又は効果】

魚類及び甲殻類の麻酔

【用法及び用量】

魚類：本剤を淡水又は海水にて1/5,000～1/20,000の濃度に希釈し浸漬する。

甲殻類：本剤を淡水又は海水にて1/2,000～1/4,000の濃度に希釈し浸漬する。

なお、魚類及び甲殻類の種類及び大きさ並びに水温により適宜濃度を増減する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

(1)本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。

(2)本剤は、効能・効果において定められた適応症にのみ使用すること。

(3)本剤使用後、下記の期間は食用に供する目的で水揚げを行わないこと。

魚類：7日間 甲殻類：10日間

(4)活魚輸送等食用に供される前の魚類及び甲殻類には使用しないこと。

(5)アロワナ、ポリプテルス、ディスカス等の観賞魚及びナマズに対する安全性は確立していないので、使用しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

(1)開封後はできるだけ速やかに使用すること。やむを得ず残った場合は、密栓して直射日光を避けて保管すること。

(2)麻酔液には、エアレーション装置などを用いて十分な酸素を供給すること。

(3)小児の手の届かないところに保管すること。

(4)本剤を廃棄する場合には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。

(5)使用済みの空容器等は、地方公共団体の条例等に従い適切に処分し、他に流用又は転用しないこと。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

(1)本剤が直接、皮膚等に接触した場合には、手荒れ等の症状を呈することがあるため、麻酔液の調整時にはゴム手袋等を着用すること。

(2)誤って本剤が眼、鼻、口等に入った場合には、流水で15分以上洗浄した後、直ちに医師の診療を受け、適切な処置を受けること。

(対象動物に関する注意)

(1)麻酔のかかり方は、魚類及び甲殻類の種類、体重並びに水温、水質等の環境要因で変わるので、麻酔液の調整には十分な注意を払うこと。

(2)注射ワクチンの接種など、多くの魚に本剤を使用する際には、あらかじめ少数の供試魚を用いて、本剤の至適濃度（接種作業の場合には、麻酔液に数分間浸漬後、接種作業を行っても被接種魚が暴れない濃度）を必ず決めておくこと。

(3)麻酔液に魚類及び甲殻類を放置すると麻酔が深くなり、ひいては呼吸が停止して斃死する恐れがあるので、麻酔した魚類及び甲殻類の状態には常に注意を払うこと。

(4)麻酔が深くかかりすぎたと判断された場合（運動停止、及び極度な呼吸抑制）には、麻酔液から魚類及び甲殻類を速やかに取り上げ、飼育水に戻すこと。

【薬理学的情報等】

(製剤に関する理化学的知見)

1.製剤

F A 100は、本剤1mL中に食品添加物であるオイゲノール107mg (10vol%相当量)を含む無色～淡黄かっ色の澄明な液体で、特異なおいがある。

【包装】

F A 100 100mL バイアル

【製品情報お問い合わせ先】

DSファーマアニマルヘルス

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://animal.ds-pharma.co.jp>

製造販売元

DSファーマアニマルヘルス株式会社

大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、傷害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

A (1609) LF